

呉市立阿賀中学校 生徒指導規程 (生徒心得)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は呉市立阿賀中学校の教育目標を達成するものであり、生徒が、自主的・自律的に学校生活を送るという観点から必要事項を定めるものである。また、感謝の心を持ち、社会に貢献できる生徒の育成をめざし、教職員、保護者、地域が共通認識を図るためのものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 あいさつ

- 1 さわやかで丁寧なあいさつをする。先生方や来客の方に出会った時には立ち止まって腰をしっかり曲げる。
- 2 朝会や学年集会等で号令がない場合にも、相手が礼をしたら礼で返す。
- 3 職員室の入退室は礼を学ぶ場です。身だしなみを整えノックをして「失礼します」「失礼しました」とはっきり大きな声であいさつをする。
- 4 生徒同士でも、お互い気持ちのよいあいさつ・言葉遣いをする。

第3条 登校・欠席連絡

- 1 8時20分までに登校し、25分には席に着いておく。(遅刻の基準)
- 2 欠席また遅刻する時には、朝、必ず保護者から学校に連絡してもらう。
- 3 遅刻した場合は必ず職員室へ寄り、登校証明書をもって教室へ行く。
- 4 バス通学は、許可された生徒に限る。(大入、冠崎地区で、定期券購入申込書は学校にある。)

第4条 朝の会・朝会

- 1 朝の会は8時25分～40分とし、出欠確認・健康観察・伝達等を行う。
- 2 第1月曜日 学校朝会、
第2月曜日 生徒朝会、
第3月曜日 学年集会
第4月曜日以降 なしを原則。

- 3 体育館に入ったら、黙って整列し、静かに座って待つ。
(1-1男、3-3女を基準とする)
- 4 自治委員は、出席を確認し担任に報告する。遅刻した人は先生に理由を告げて、各列の最後尾に座る。

第5章 授業

- 1 授業開始のチャイムが鳴り終わるまでに、授業道具を整え、椅子に座る。
- 2 授業中は、立腰を意識し、きちんとした姿勢で受ける。また、板書だけでなく考えたことや気がついたことは進んでノートに記入する。
- 3 授業の内容を深めるために積極的に発表し、友達の見解にはしっかり耳を傾ける。また挙手は指先を伸ばし、腕が耳につくようにまっすぐに手を挙げる。
- 4 指名されたら「はい」と返事をして立ち、みんなの方向を見て発表する。
- 5 授業中は自分の考えをしっかりと意見交流することで考えを深める姿勢を大切にする。
- 6 授業の前後ではきちんとしたあいさつをする。
- 7 やむをえず遅刻した場合は、まず、先生にきちんと理由を話し指示に従う。また忘れ物をした時には、事前に申し出て指示を受ける。
- 8 教室移動をする時は、係が責任をもって消灯、戸締まりをする。

第6章 試験

- 1 机の上は、鉛筆・消しゴム、コンパス、定規のみ置き、机の中は空にする。試験中は下敷きの使用、用具の貸し借りも禁止する。
- 2 机の横には何もかけず、かばんは、自分のロッカーの中に入れておく。
- 3 試験中はトイレに行けません。必ず休憩時間にすませておく。
※緊急の場合、監督の先生に申し出る。その後の受験はできない。
- 4 鉛筆や消しゴム等が床に落ちたときは、静かに手を挙げる。
- 5 よそ見や私語などは不正行為とみなす。不正行為があった場合、その教科について0点とする。
- 6 体調等が悪い場合には、別室での受験を配慮する。

第7条 休憩時間

- 1 教室移動など、次の授業の準備を整えてから、静かに時間を過ごす。
- 2 他のクラスへは無断で入らない。また特別教室を除いて、自分の学年以外の階へは行かない。

第8条 昼食(12:40～13:00)

- 1 食事の前後では、全員で合掌し、自分の席に座って食べる。
- 2 13時00分より早く教室を出ない。
- 3 デリバリー給食を注文している人は、規程に従ってゴミの処理をする。
- 4 時間内に食べきれなかった人は13時10分までに配膳室へ返却する。

第9条 昼休憩

- 1 憩いの広場や校庭も活用し、楽しく過ごす。南側の校庭以外でのボール遊びは禁止する。
- 2 予鈴がなったら、ただちに教室へもどり、授業の準備をする。

第10条 清掃(15:20～15:30)

- 1 分担場所を班員全員で最後までやりとげる。また掃除の最後には担当の先生の下、全員で振り返りを行い、大きな声であいさつをして終る。
- 2 掃除用具は丁寧に扱い、清掃活動以外で破損した場合は弁償する。

第11条 帰りの会

(15:35～15:50)

- 1 時間通りに始められるようにし、1日の反省や明日の連絡、係や先生の話をしっかり聞く。

第12条 放課後

- 1 各教室は鍵係か教職員が施錠し、鍵を職員室へ返す。
- 2 放課後の教室を使用する場合は、担任の許可を得る。

第13条 部活動

- 1 朝練を実施する場合は、7:15より鍵の貸し出しをし、7:30以降に始める。

- 2 部活動は、必ず顧問の指示の下行い、部活動の最後は顧問と共にミーティングを行い、活動の反省をする。顧問が不在の場合には、部長が顧問の代わりにミーティングを行った後職員室に部活終了の報告をする。

第14条 下校

- 1 完全下校

冬時間：11月第2週～卒業式まで 17:30

夏時間：卒業式後～11月第1週 18:00

※大会、コンクール1週間前は、30分間の部活延長可能とする。

- 2 やむをえず学校へ残る場合は、先生の許可を得、指示に従う。
- 3 下校の際は、交通安全に気をつけ、寄り道をせず家にまっすぐ帰る。

第15条 早退・欠課・外出など

- 1 健康上の理由などでやむをえず、早退・欠課、学校からの外出が必要な場合は、担任及び保健室の先生の許可を得る。
- 2 保護者との連携の中で、生徒のみで早退する場合は、無事自宅に着いたことを学校へ報告する。

第16条 所持品・通学バッグ

- 1 個人の持ち物には、名前をきちんと書く。
- 2 授業道具以外の不要物は持って来ない。不要物を見つけた場合は学校預かりとする。

*携帯電話等の場合

【1回目】保護者に来校を求め、保護者に返却する。

【2回目以降】保護者と確認の上、一定期間預かり、後日、保護者に返却する。

- 3 通学バッグは学校指定のものを使用し、装飾物などをつけない。
- 4 授業日はセカンドバッグのみの登校は許可しない。
- 5 不要なお金は持って来ない。やむをえず持って来る場合は、朝、先生に必ず預ける。

第3章 服装・容姿

第17条 頭髪

- 1 中学生らしいさっぱりとした清潔感のある髪型にする。
 - ・男子の髪は、眉、耳にかからないこと。
 - ・女子の髪は、前髪が目にかからないようにカットするか、わけて黒のヘアピンでとめる。後ろは襟元より長い場合は(黒、紺)のゴムで耳より下側でとめる。
- 2 化粧品、整髪料(ムース等)や香料の使用は禁止する。
- 3 染髪、脱色、パーマ、変形髪型(一部又は極端な刈り込み等)の違反のある場合は、直してから登校する。

第18条 制服・服装

- 1 【男子】上着、ズボンとも呉市の標準型学生服とする。
【女子】紺の標準服(スカート丈はひざがかくれる程度とする。)
- 2 変形服は禁止とする。
- 3 男子のベルトは、黒、茶色のベルトで、特別な飾り、金具の無いものを使用する。
- 4 カッターシャツはズボン、スカートにきちんと入れる。
- 5 第1ボタンをきちんと止める。ただし、夏期の場合第1ボタンをはずしてもよい。
- 6 夏は半そでカッターシャツを着用する。やむを得ず長袖を着用する場合は、その理由を届け出て、許可を得る。その際、袖のボタンをきちんとしめる。
- 7 白カッターシャツを着用し、綿シャツ、ボタンダウンなどは禁止する。
- 8 ズボンをずらしたり、スカートを折ってはいたりしない。(膝がかくれる程度とする)
- 9 靴下は白で色ラインや柄のないものとする。ワンポイントは可、ルーズソックスやくるぶしがでるショートソックスは不可。
- 10 セーターの色は黒、紺、灰色で色が派手でなく、無地のもので上着から出ないものとする。
丸首、タートルネックは着用不可。

- 11 トレーナー、カーディガンは不可。
- 12 運動靴は白の布製でひものついたものとする。色ラインや柄のあるもの、ミドルカット、ハイカットは不可。
- 13 名札は学生服、ベスト、カッターシャツの左胸に縫い付ける。ただし、夏服等ネームが刺繍してある場合は不要。
- 14 衣替えは6月と10月とし、移行期間は、前後2~3週間程度持つ。
- 15 手袋は派手でないものを着用する。また、校内では着用不可。
- 16 マフラー、ネックウォーマーの着用は許可しない。
- 17 リップクリーム等を使用する場合は無色、無臭のものに限り許可する。
- 18 通学カバンは学校指定のものとし、装飾品をつけず、ワッペン、シールなども貼らない。またペンなどで落書きをしない。
- 19 下着は白色のものを着用する。
- 20 冬期、寒いときは、学校指定のウインドブレーカーを登下校及び部活動で着用してもよい。ただし、校舎内での着用は許可しない。又、女子に限り肌色のストッキングを着用しても良い。

第19条 その他

- 1 公共物を大切にする。窓ガラスなど公共物を破損した場合は、必ず担任に報告する。故意に破損した場合は弁償となる。
- 2 生徒間のお金の貸し借りはしない。
- 3 夜間外出はしない。また友人の家への外泊も禁止する。
- 4 自転車での通学は禁止する。
- 5 遊技場(ゲームセンター、カラオケ、ビリヤード、ボーリング場等)や飲食店への出入りは保護者同伴を原則とする。
- 6 エアガン等、危険な玩具での遊びは禁止する。
- 7 目的もなく繁華街やスーパー(商店)に出入りしない。
- 8 アルバイトは原則として禁止する。

第4章 触法行為・特別な指導

第20条 次の触法行為があった場合、特別な指導を行う。また、警察等の関係機関との連携を行う。

- (1) 飲酒・喫煙 (2) 窃盗・万引き等
- (3) 器物破損 (4) 性に関すること
- (5) 薬物等乱用 (6) 刃物等所持
- (7) いじめ・暴力・威圧・強要行為
- (8) 無免許運転
- (9) その他法令・法規に違反した行為

第21条 ①触法行為、②問題行動を繰り返す、③授業妨害、③注意・指導に従わなかった場合は、発達段階や問題行動の内容等を踏まえ、次の通り特別な指導を行う。

1 特別な指導の実施の仕方

- ① 特別な指導は学校体制として取組み、必ず教職員がついて、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や取組みを行う。
- ② 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為を繰り返す場合は、教育委員会、警察、こども家庭センターなどの諸機関と連携する。
- ③ 別室反省指導は状況に応じて1～3日、授業反省指導は5日を基本とするが、問題行動のくり返しや反省の様子を踏まえて延長する場合がある。
- ④ 説諭に関しては、保護者への連絡のみとする場合もあるが、授業反省指導・別室反省指導は保護者と連携して実施する。
- ⑤ 別室反省指導中にある定期試験は別室で受験する。また、学校行事や部活動の公式大会への参加は別途協議する。

2 特別な指導の形態

① 学校反省指導

学校で行う反省指導で、問題行動の内容、程度により段階を決定する。

第1段階 説諭

学年部教職員及び生徒指導主事で指導する。場合によっては全教職員で指導を行い、反省を求め、今後の生活改善を約束させる。

第2段階 授業反省指導

通常の授業終了後、反省表に教科担任から授業評価を受ける。放課後に学年部教職員及び生徒指導主事が別室において、1日の振り返りを行う。また奉仕活動なども行わせる。

第3段階 別室反省指導

通常の授業とは別の場所(教育相談室又はカウンセリング室)で行い、振り返り活動や反省文の作成、教科自習(学力補充)、奉仕活動等を行う。

② 家庭反省指導

家庭で行う反省指導は原則として実施しない。「生徒指導の手引き」状況によっては保護者と連携し、週休日及び休日を活用して家庭反省を行う場合がある。